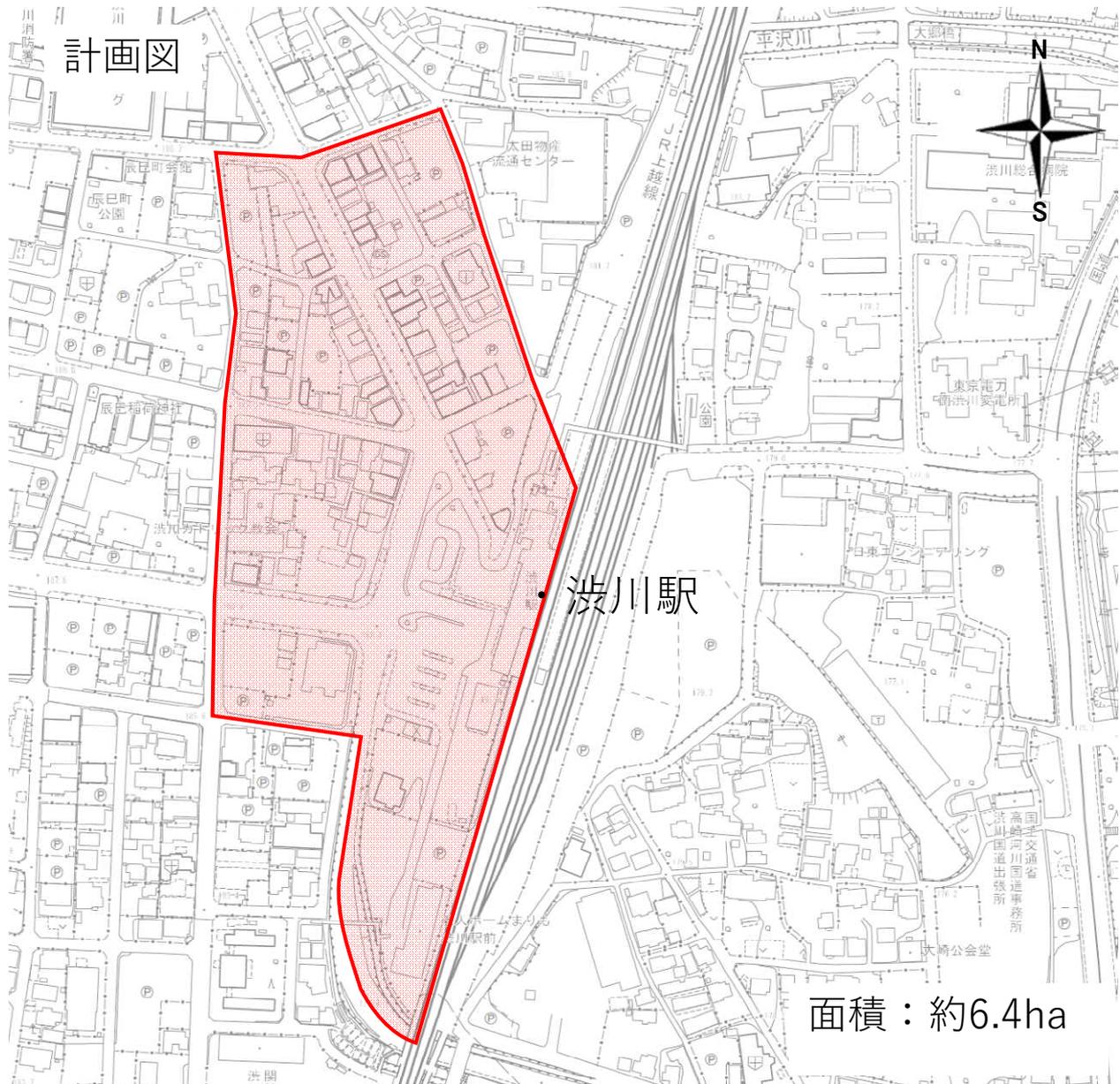


渋川都市計画渋川駅西側地区 地区計画の概要

名称	渋川市渋川駅西側地区
目的	渋川市の玄関口となる渋川駅の西側は、「まちの顔」としてふさわしい健全な地区を形成するため、性風俗関連の特殊営業等の施設を規制するとともに、建築物の色彩が周辺の景観を損ねないよう建築物に関する事項を定めます。



建築物等に関する事項

制限する建築物の用途	性風俗関連特殊営業等の施設
建築物の形態・意匠の制限	建築物の色彩は、周辺の環境と調和した落ち着いたものとする。

条例により制限する項目

【参考】

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条

分類			備考	
1項	1号	風俗営業	接待飲食店営業	キャバレー等の営業
	2号			照度10ルクス以下の暗い飲食店の営業
	3号			客席の広さが5㎡以下の飲食店の営業
	4号		まあじやん店、ぱちんこ店等の遊技場の営業	
	5号			スロットマシン、テレビゲーム機等の遊技場の営業
6項	1号	性風俗関連特殊営業	店舗型性風俗特殊営業	浴場業の施設として個室を設け異性の客に接触する営業
	2号			個室を設け異性の客に性的好奇心に応じて接触する営業
	3号			衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行等の営業
	4号			異性を同伴する客の宿泊施設の営業
	5号			性的好奇心をそそる写真、ビデオテープ等を提供する営業
	6号			その他政令で定める営業
7項			無店舗型性風俗特殊営業	客の住居等で異性が接触する営業 電話等で依頼を受け性的好奇心をそそる写真、ビデオテープ等を提供する営業
8項			映像送信型性風俗特殊営業	性的な行為等を電気通信設備を用いて映像を伝達する営業
9項			店舗型電話異性紹介営業	電気通信機器を用いて性的好奇心を満たすために異性を紹介する営業
10項			無店舗型電話異性紹介営業	
11項			特定遊興飲食店営業	ナイトクラブ等の営業
13項	1号	接客業務受託営業	接待飲食店営業	受託を受けて接待飲食店営業の業務を行う営業
	2号		店舗型性風俗特殊営業	受託を受けて店舗型性風俗特殊営業の業務を行う営業
	3号		特定遊興飲食店営業	受託を受けて特定遊興飲食店営業の業務を行う営業
	4号		酒類提供飲食店営業	バー、酒場等（午前6時から午後10時までの時間においてのみ営むもの以外）の営業

制限される建築物

用途地域内建築物用途規制一覧 [渋川駅西側地区]

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	商業地域(渋川駅西側地区)	準工業地域(渋川駅西側地区)
<p>用途地域により建てられる用途</p> <p>用途地域により建てられない用途</p> <p>地区計画により建てられない用途</p> <p>①、②、③、④、▲、■ 面積、階数等の制限あり</p>																
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1以下のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
店舗等	店舗等の床面積が、150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	①	○	○	○	○	④	○
	店舗等の床面積が、150㎡を超え、200㎡以下のもの			②	③	○	○	○	○	■	○	○	○	○	④	○
	店舗等の床面積が、200㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	○	■	○	○	○	○	④	○
	店舗等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④	○
	店舗等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	○	④	○
	店舗等の床面積が、3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの						○	○	○	○	○	○	○	○	④	○
	店舗等の床面積が、10,000㎡を超えるもの(大規模集客施設※2)										○	○	○	○		○
事務所等	事務所等の床面積が、150㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事務所等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事務所等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事務所等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事務所等の床面積が、3,000㎡を超えるもの					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ホテル、旅館				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設・風俗	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	カラオケボックス等					▲	▲	○	○	○	○	○	▲	▲	○	○
	マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等					▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○
	劇場、映画館、演芸場、観覧場						▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○
キャバレー、個室付き浴場等											○	▲	▲	※	※	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	公衆浴場、診療所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	保育所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車教習所				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫除く)			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	建築物附属自動車車庫	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	○	○
	①②③については、建築物の延べ面積の2分の1以下かつ備考欄に記載の制限	一団地の敷地内について別に制限あり														
	倉庫業倉庫							○	○	○	○	○	○	○	○	○
	畜舎(15㎡を超えるもの)					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場				①	①	①	■	②	②	○	○	○	○	②	○
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									②	②	○	○	○	○	○
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場											○	○	○	○	○
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場												○	○		
自動車修理工場				①	①	②			③	③	○	○	○	③	○	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量	量が非常に少ない施設				①	②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	量が少ない施設									○	○	○	○	○	○	○
	量がやや多い施設											○	○	○	○	○
	量が多い施設												○	○		
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	都市計画区域内においては都市計画決定が必要															
廃棄物処理施設																

※) 本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

※1 用途白地地域 : 用途地域の指定のない区域(市街化調整区域を除く)

※2 大規模集客施設 : 床面積10,000㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等